

山形県雇用調整助成金(県単上乘せ) のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の休業を余儀なくされた中小・小規模事業者に対し、事業主の負担を軽減し雇用の維持を図るため、山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)を創設し、対象となる休業期間を延長しました。国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)を活用してもなお負担が残る場合に費用の一部を上乗せ助成します
山形県は従業員の雇用維持に努力される事業主を応援します！

支給対象

山形県内の事業所で雇用する労働者について、令和3年5月1日以降を支給対象期間とし雇用調整助成金等の支給決定を受けた実績のある中小・小規模事業者

対象となる休業

令和3年5月1日～令和3年6月30日を支給対象期間とする雇用調整助成金等の支給決定を受けた休業等

※令和3年5月1日から令和3年6月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象

対象経費

山形県内の事業所で雇用する労働者に係る雇用調整助成金等の対象となった額(ただし、教育訓練に係る加算額を除く)

助成率

国の助成率**10分の9**又は**5分の4**の場合 → 対象経費の**20分の1**

※国及び県の助成額の合計の上限は対象経費の額となります。

※国の助成金が10分の10の場合は山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)の支給はありません。

相談窓口

山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)相談窓口

TEL:0120-123-235

9:00～17:00(土・日・祝日及び年末年始除く)



問合せフォーム

書類の提出先

【宛名】

山形県雇用調整助成金事業運営事務局

【住所】

〒998-0102

山形県酒田市京田4丁目1番1号 (株式会社プレステージ・コアソリューション内)

新型コロナウイルス感染拡大防止
の観点から来所をお控えいただき、
必ず**郵送**で提出してください

※対象期間に令和3年4月までの期間が含まれる場合は、山形県へ提出してください。

【提出先】〒990-8570 山形県産業労働部 雇用・コロナ失業対策課 (住所記載不要)

申請書類

- ①山形県雇用調整助成金支給申請書(様式第1号)
- ②申請に係る雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ③誓約書(様式第4号)
- ④情報提供同意書
- ⑤口座情報を証明する書類

※その他に雇用調整助成金等に係る山形労働局へ提出した以下に掲げる書類の写しが必要です

【雇用調整助成金の場合】

- ・雇用調整助成金(休業等)支給申請書
- ・雇用調整助成金助成額算定書

【雇用調整助成金(小規模事業主)の場合】

- ・雇用調整助成金支給申請書
- ・休業実績一覧表

【緊急雇用安定助成金の場合】

- ・緊急雇用安定助成金支給申請書
- ・緊急雇用安定助成金助成額算定書

【緊急雇用安定助成金(小規模事業主)の場合】

- ・緊急雇用安定助成金支給申請書
- ・休業実績一覧表

申請書の入手方法

上記①、③、④についての入手方法です

山形県ホームページからダウンロードをお願いします

山形県 雇用調整助成金

検索

<https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/koyotaisaku/koyotyokinuwanose.html>

Q&A

Q

4月20日から5月19日の休業に係る申請書はどちらに提出するとよいですか。

A

対象期間に4月が含まれる場合は山形県に提出してください。5月以降の対象期間については、山形県雇用調整助成金事業運営事務局あて提出してください。

Q

国の助成率が10分の10である場合は対象になりますか。

A

本助成金は、休業手当の負担軽減を行い、雇用の維持を図ることを目的としているため国から10分の10の支給決定を受けた場合は対象になりません。

Q

令和3年4月30日まで助成金申請を行ったが、今回も引き続き申請可能ですか。

A

引き続き申請可能です。なお、令和3年4月30日までの提出方法と異なっておりますので、ご確認をお願いいたします。

お気軽にお問合せください



問合せフォーム